

「長浜市子育て応援アプリ ながまるキッズ！」イベント情報掲載規約

(目的)

第1条 この規約は、「長浜市子育て応援アプリ ながまるキッズ！」（以下「本アプリ」という。）におけるイベント情報の掲載について必要な事項を定めるものである。

(対象団体)

第2条 本アプリへのイベント情報の掲載は、次の各号のいずれかに該当する団体に対し、行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人
- (3) 主に長浜市で活動する団体（前2号に掲げるものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

2 前号の規定に関わらず、市長は、本アプリへのイベント情報掲載を希望するものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、イベント情報の掲載を行わないものとする。

- (1) 現に公序良俗違反行為を行っている、又は、過去に行った等により公序良俗違反行為を行うおそれがあると認められる団体
- (2) 前号に掲げる団体と密接な関係を有する団体
- (3) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を構成員に含む団体
- (4) その他、本アプリに掲載することが適当でないと認められる団体

(対象イベント)

第3条 本アプリに掲載することができるイベント情報は、原則として長浜市内を開催地とし、その内容が、妊婦、子ども又は子育て世帯等を対象としたものであり、子ども・子育て支援に寄与すると思われる内容でなければならない。

2 前号の基準を満たすものであっても、次のいずれかに該当する場合は掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 選挙に関するもの
- (4) 政治的又は宗教的な活動であるもの
- (5) 営利目的又は営利的性格が強いもの
- (6) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの
- (7) その他、本アプリに掲載することが適当でないと認められるもの

(申込手続等)

第4条 本アプリへのイベント情報の掲載を希望する団体は、掲載希望日の5日前まで（土日祝日含まず）に、次に掲げる書類をこども家庭支援課宛に提出するものとする。

- (1) ながまるキッズ！情報提供希望シート（様式第1号）
- (2) チラシ、パンフレットなどイベントの概要がわかるもの

(掲載の取消し)

第5条 第2条および第3条の基準により掲載を決定したものであっても、次のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消すことができる。

- (1) 本アプリに掲載後、第2条および第3条の基準に反することが判明した場合
- (2) ながまるキッズ! 情報提供希望シートの記載事項等に虚偽があることが判明した場合
- (3) その他掲載することが不相当と判断した場合

(掲載の中断、停止)

第6条 システム保守、災害などの不可抗力、その他不測の事態によりサービスの提供が困難と判断した場合、申請者の承諾なしにサービスの一部もしくは全部を一時中断、または停止する場合がある。

2 このような事態に伴い、申請者に不利益、損害が発生した場合、長浜市はその責任を負わないものとする。

(免責事項)

第7条 本アプリに掲載すること又は掲載しないことによって発生した一切の不利益および掲載したイベントにおいて行われた一切の行為について、長浜市は何らの責任をも負わない。

附則

この規約は、令和6年4月1日から実施するものとする。